

美郷町電気自動車等普及促進・災害時活用促進事業補助金交付要綱

令和2年10月16日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギー普及推進・地球温暖化対策促進及び災害時等の電源確保対策を目的として、電気自動車等(第3条各号に定める車両等をいう。)を購入又は設置する町民に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、美郷町補助金等交付規則(平成16年美郷町規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者(以下「申請者」)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者は町内に住民登録がある住民(以下「住民」)又は町内に事業所を持つ民間事業者(以下「事業者」)もしくは、リースにより電気自動車等を使用する住民又は事業者(以下「使用者」)へ電気自動車等のリース又は設置を実施するリース業者(以下「リース業者」)であること。

(2) 申請者又は使用者に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。申請者又は使用者が住民である場合はその同居する同一世帯の者に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。

(3) 新たに電気自動車等を購入(車両リースの場合は4年以上の期間)又は設置する者であること

(対象車両等)

第3条 この補助金の対象となる電気自動車等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「振興センター」)が行うクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金(以下「CEV補助金」)の対象となる電気自動車

(2) プラグインハイブリッド車 振興センターが行うCEV補助金の対象となるプラグインハイブリッド車

(3) 充電設備又は充放電設備 振興センターが行うC E V補助金の対象となる充電設備又は充放電設備（以下「充放電設備等」）

2 前項の電気自動車等については原則再生可能エネルギー由来の電力を使用する設備であること。再生可能エネルギー由来の電力を使用できない場合、4条1項の「C E V補助金相当額」及び4条2項の「充放電設備等補助」を受けることができない。

（補助金額及び防災協定による補助金額）

第4条 電気自動車等への補助金額は、振興センターが行うC E V補助金による「(別表1) 補助対象車種銘柄ごとの補助金交付額」の範囲で別に定める。

2 充放電設備等については設置費用の2分の1以内とする。

3 住民が前条(1)及び(2)の車両を購入する場合はC E V補助額を基準とし、それぞれの車両に応じて町の補助額を別に定め、1項に加算する。

4 前項に定めるほか、町との防災協定に協力する者（町内での災害発生、避難所開設時等で停電が発生した場合に、町からの要請により、可能な範囲で当該補助金交付を受けた電気自動車等（給電機能のない車両を除く。）により避難所等への電力供給に協力することができる者をいう。）については、次に定める範囲内において補助金を交付することができる。

(1) 電気自動車等で外部給電機能のある車両 前項に定める補助金額に加え15万円

(2) 充放電設備等でV 2 H機能のある充放電設備 2項に定める補助額に加え10万円

（交付にあたっての基本的条件等）

第5条 この補助金の交付を受けるにあたっての基本的条件等は、次に定めるところによる。

(1) 可能な限り電気自動車等の購入前に事前相談を行うこと。

(2) 電気自動車等の購入又は設置から、60日以内に交付申請を行うこと。

(3) 前条3項及び4項の補助額については、同一年度内に同一世帯で、この補助金の交付を受けている者がいないこと。

(4) 前条3項及び4項の補助金の交付を受けている場合は、その交付時から車両は4年以上又はV 2 Hは5年以上の期間が経過していること（不可

抗力による事故、災害等により使用できなくなった場合を除く。)

(5) V2Hへの補助金は、同一世帯につき1設備までとすること。

(その他)

この告示に定めるほか、申請書類又は詳細な手続き若しくは条件等の必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年告示第51号)

この告示は、令和2年10月16日から適用する。

附 則 (令和4年告示第〇号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用し、令和9年3月31日に、その効力を失う